平成２６年（フ）第６４号
愛知県一宮市新生２丁目12番８号
債務者　鵜飼　徳光
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第４号
岡山県津山市久米川南3188番地１
債務者　淺圖　友広
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２７号
岡山県苫田郡鏡野町寺元31番地
債務者　竜門　修平
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２８号
岡山県苫田郡鏡野町寺元31番地
債務者　竜門　栄子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第３３５号
盛岡市繋字尾入野66番地11
債務者　髙橋　祐介
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３８号
岩手県岩手郡雫石町南畑第24地割34番地
債務者　高橋　裕美
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第９９号
盛岡市三本柳11地割３番地２　シェリールＳＵＮ・Ａ―101号
債務者　田畑　　亨
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２６号
神奈川県厚木市妻田北２丁目16番15号　ガーデンシティ壱番館105、旧住所神奈川県厚木市妻田東１丁目６番52―504号
債務者　板垣　好美
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第７５号
神奈川県秦野市東田原418番地の１　小澤コーポ101号
債務者　千葉　恵一
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第９０号
神奈川県厚木市愛甲４丁目14番14号　プラーズ愛甲Ａ―102、前住所神奈川県厚木市恩名５丁目８番２―902号
債務者　舩谷　　滿
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２４号
新潟県新発田市米倉2306番地
債務者　佐藤　正誓
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第３２号
静岡県富士市中島505番地の１　シャルマン301号室、住民票上の住所静岡県富士市国久保２丁目11番12号
債務者　瀧元　義和
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１０５号
千葉県野田市木間ケ瀬664番地３　セジュールウエストＡ101
債務者　新岡　仙愛
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１０６号
千葉県野田市木間ケ瀬664番地３　セジュールウエストＡ101
債務者　新岡美彌子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１１０号
千葉県柏市塚崎1325番地　塚崎団地５―205
債務者　中村　祐二
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１２１号
千葉県柏市旭町５丁目６番３号
債務者　吉村　嘉章
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１８号
山口県周南市大字徳山757番地市営高尾住宅９―349号
債務者　豊　　康人
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
山口地方裁判所周南支部